

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(空中線電力の表示)
 第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
[略]	[略]	[略]
P		尖頭電力 (pX)
Q		(1) イリジウム携帯移動地球局の設備にあつては平均電力 (pY) (2) イリジウム携帯移動地球局以外の無線局の設備にあつては尖頭電力 (pX)
[略]	[略]	[略]

[2～5 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

(空中線電力の表示)
 第四条の四 「同上」

記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
[同上]	[同上]	[同上]
P		尖頭電力 (pX)
[同上]	[同上]	[同上]

[2～5 同上]

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>〔第一節～第四節 略〕</p> <p>第四節の二 海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二・第四十九条の四の二の二）</p> <p>〔第四節の二の二～第九節 略〕</p> <p>〔第五章 略〕</p> <p>附則</p> <p>第四節の二 海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備</p> <p>第四十九条の四の二の二 気象観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備であつて、九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数の電波を使用し、概ね半径三〇キロメートルの気象観測に使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 送信設備の条件</p> <p>イ 偏波面は、水平又は垂直と水平を合わせたものであること。</p> <p>ロ 空中線電力は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 単偏波レーダーの場合</p> <p>二〇〇ワット以下</p> <p>(2) 二重偏波レーダーの場合</p> <p>四〇〇ワット以下（ただし、垂直偏波、水平偏波について、それぞれ二〇〇ワット以下とする。）</p> <p>ハ 単偏波レーダーの送信設備の等価等方輻射電力は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 主指向方向における等価等方輻射電力の上限値は、八九デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。以下このハにおいて同じ。）であること。</p> <p>(2) 特定の放射角度における等価等方輻射電力の上限値は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 主指向方向から三度離れた方向</p> <p>七六デシベル</p> <p>(ロ) 主指向方向から一五度離れた方向</p> <p>六二デシベル</p> <p>ニ 二重偏波レーダーの送信設備の等価等方輻射電力は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 主指向方向における等価等方輻射電力の上限値は、九二デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。以下このニにおいて同じ。）であること。</p>	<p>目次</p> <p>〔第二章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 〔同上〕</p> <p>〔第一節～第四節 同上〕</p> <p>第四節の二 海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二）</p> <p>〔第四節の二の二～第九節 同上〕</p> <p>〔第五章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>第四節の二 海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備</p> <p>〔新設〕</p>

(2) 特定の放射角度における等価等方輻射電力の上限値は、次のとおりとする。

(イ) 主指向方向から三度離れた方向

七九デシベル

(ロ) 主指向方向から一五度離れた方向

六五デシベル

ホ 増幅器は、終段増幅器に固体素子を用いること。

へ 空中線は、次のとおりであること。

(1) 空中線の水平面の主輻射の角度の幅は、四・五度以下であること。

(2) 交差偏波識別度は、二五デシベル以上であること。

ト 送信装置は、特定の方向に対する電波の発射を停止し、又は特定の方向に対する送信電力を制限できる機能を有するものであること。

チ 使用する電波の型式は、P・O・N又はQ・O・Nであること。

リ パルス幅は、次のとおりであること。

(1) P・O・N電波を使用する場合

一マイクロ秒以上五マイクロ秒以下

(2) Q・O・N電波を使用する場合

二〇マイクロ秒以上五〇マイクロ秒以下

ヌ P・O・N電波を使用するものの搬送波の周波数は、Q・O・N電波を使用するものの搬送波の周波数より、一・五kHz離れた周波数であること。

ル パルス繰り返し周波数は、五kHz以下であること。

ヲ 衝撃係数(パルス幅とパルス周期との比をいう。別表第四号において同じ。)は、一〇パーセント以下とする。

ワ 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、搬送波の空中線電力から次の減衰量のとおりであること。

(1) 中心周波数から(±)三・七五kHz以上離れた周波数において、搬送波の空中線電力からの減衰量が五〇デシベル以上であること。

(2) 中心周波数から(±)八・七五kHz以上離れた周波数において、搬送波の空中線電力からの減衰量が六〇デシベル以上であること。

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
[1~7 略]	[略]	[略]

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
[1~7 同左]	[同左]	[同左]

8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	[1・2 略]	[略]
	3 無線測位局	
	(1) M L S 角度系	10kHz
	(2) 気象観測を行う無線標定陸上局 (第四十九条の四の二の二に規定するものに限る。)	20
	(3) その他の無線測位局 (注29)	1,250
	[4～7 略]	[略]
[9 略]	[略]	[略]

[注1～57 略]

別表第二号 (第6条関係)

[第1～第78 略]

第79 第49条の4の2の2に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 P O N電波を使用するもの 2.5MHz
- 2 Q O N電波を使用するもの 2.5MHz

別表第四号 (第12条関係)

電波の型式別空中線電力の換算比の表

[表略]

注1 表中dは衝撃係数を、d aは平均衝撃係数を表す。

[注2～5 略]

8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	[1・2 同左]	[同左]
	3 無線測位局	
	(1) M L S 角度系	10kHz
	(2) その他の無線測位局 (注29)	1,250
	[4～7 同左]	[同左]
[9 同左]	[同左]	[同左]

[注1～57 同左]

別表第二号 (第6条関係)

[第1～第78 同左]

[新設]

別表第四号 (第12条関係)

電波の型式別空中線電力の換算比の表

[表同左]

注1 表中dは衝撃係数 (パルス幅とパルス周期との比をいう。)を、d aは平均衝撃係数を表す。

[注2～5 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。